

**平成31年第 1 回
石狩市水道事業運営委員会資料**

**消費税及び地方消費税の
税率引上げに伴う
水道料金の算定方法の改正について**

平成31年1月23日（水）

1 水道料金算定方法改正の要因

◆消費税法及び地方税法の一部改正（税率の引上げ）

『社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）』等の施行に伴い一部改正された『消費税法及び地方税法』の施行により、消費税率が平成26年4月に現行の8%へ引き上げられ、平成31年10月には10%へ引上げられる予定であることから、税率引上げ分（2%相当分）を水道料金へ適性に転嫁する。

適用開始日 区 分	～平成26年3月	平成26年4月1日	平成31年10月1日
消 費 税 率	4.0%	6.3%	7.8%
地 方 消 費 税 率	1.0%	1.7%	2.2%
合 計	5.0%	8.0%	10.0%

2 現在の水道料金

水道事業給水条例 第25条（料金の額）

水道料金は、別表第1に定めるところにより、基本料金及び従量料金を基礎として算定して得た額の合計額に100分の108を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）とする。

別表第1（第25条関係）

メーターの口径 区分		13ミリメートル	20ミリメートル	25ミリメートル	30ミリメートル	40ミリメートル	50ミリメートル	75ミリメートル	100ミリメートル
基本料金（1か月につき）		1,520円	1,870円	5,020円	7,940円	12,720円	23,920円	39,910円	79,940円
従量料金（1立方メートル当たり）	使用水量のうち7立方メートルまでの部分	0円	0円	327円	327円	373円	373円	373円	373円
	使用水量のうち7立方メートルを超え14立方メートルまでの部分	198円	244円	327円	327円	373円	373円	373円	373円
	使用水量のうち14立方メートルを超える部分	315円	327円	327円	327円	373円	373円	373円	373円

備考 メーターの口径が100ミリメートルを超える場合の料金は、市長が別に定める。

石狩市の水道料金は、4年毎に見直すこととしており、現在の料金（別表第1）はH29～H32の4年間を対象として収支均衡が図れるよう、**消費税を含まない経費**の推計から算出した必要な料金収入を元にH29に決定したもの。

3 仮に税込料金の水準を据え置く場合

(単位：千円)

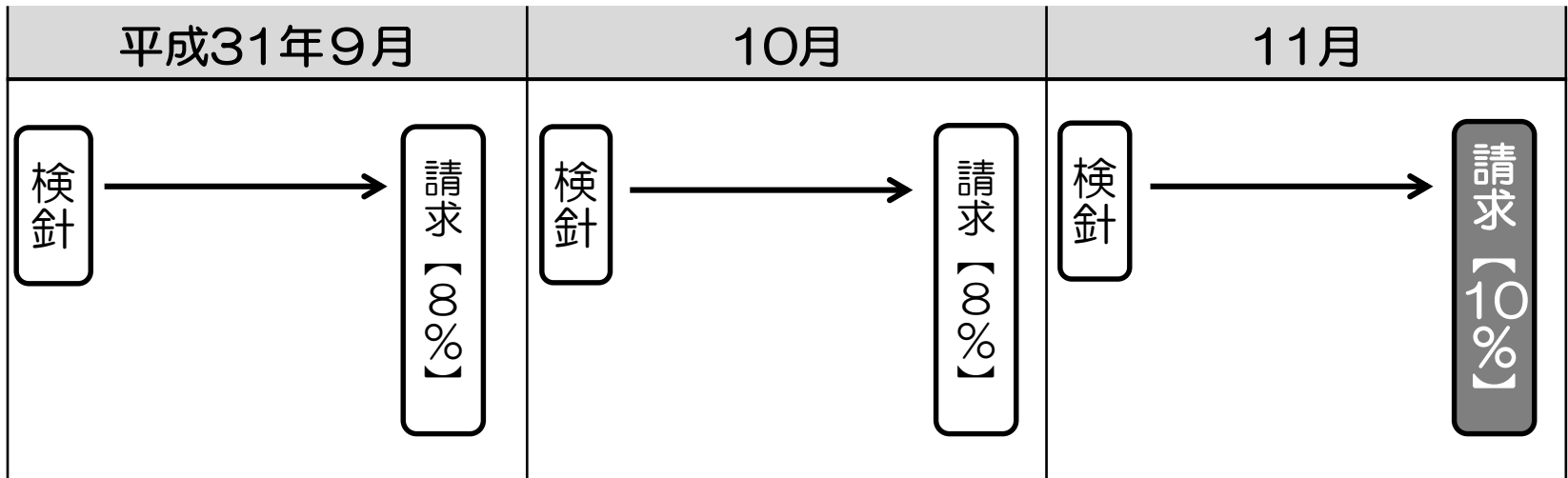
区分	年度	H30当初予算額で比較		
		H30	H31	H32
料 金 収 入 (税 込)		1,499,205 8 %	1,499,205 8 %	1,499,205 8 %
う ち 消 費 税		111,052 8 %	123,324 ～ 9 月 : 8 % 10 月 ~ : 10 %	136,291 10 %
実 収 入 (税 抜)		1,388,153	1,375,881 ※事業費に必要な収入が不足する。	1,362,914 ※事業費に必要な収入が不足する。
消 費 税 影 響 額		—	△12,272	△25,239
影 響 額 累 計		—	△12,272	△37,511

【問題点】

- 現行の料金はH29～H32の収支均衡を図ることができる額としている。
- 水道を維持するための料金なのにその一部を消費税として納付することになる。
- 据え置いた場合には**消費税増税分が収支不足になる。**

4 適用の時期

◆水道料金は、平成31年11月検針分から適用となります。



※新税率は平成31年10月1日から適用されますが、電気・ガス・水道など、適用日前から継続してサービスを受けていて、10月31日までに請求料金が確定するものには、経過措置が設けられています。

5 水道料金の増加額

(単位：円)

使用水量	水道料金			【参考】水道料金＋下水道使用料		
	改正前 消費税8%	改正後 消費税10%	増加額	改正前 消費税8%	改正後 消費税10%	増加額
0～7㎡	1,641	1,672	31	2,850	2,904	54
10㎡	2,283	2,325	42	3,492	3,557	65
15㎡	3,478	3,543	65	5,427	5,528	101
16㎡	3,818	3,889	71	5,915	6,025	110
17㎡	4,159	4,236	77	6,404	6,522	118
20㎡	5,179	5,275	96	7,868	8,014	146
30㎡	8,581	8,740	159	12,749	12,986	237

※水道料金はメーター口径13mmの場合。

6 今後のスケジュール

H31. 1 水道事業運営委員会で内容説明
(今回)



H31. 3 市議会第1回定例会に条例案提出



H31. 4 広報等による住民への周知
～ 9



H31. 10 新税率に基づく条例の施行
(水道料金は11月検針分から)